

ご質問と回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 設備配管の設置位置について変更があると記載されているが、実際どれほどの変更があるのか。 | 配管の状況によりますが、換気設備の配管を追加するため、倉庫の窓に換気用の配管を通すこととなります。 別紙①をご参照ください。 |
| 2 | 貸借人である事業者は自治活動の支援やコミュニティ活性化に寄与する活動を行うことが難しいため、活動については、提携事業者に実施してもらおう予定である。提携事業者については、どのような書面が必要か。 | 入札案内書7ページに記載の通り、「提携事業者について事業の運営実績がわかる書面、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書及び法人役員等に関する調書（巻末に添付してあります。）」の提出をお願いしております。 なお、こちらも入札案内書7ページに記載させていただいておりますが、「貸付物件で運営する事業は貸借人が自ら運営する必要がある、 他の事業者と提携できるのは自治活動の支援やコミュニティ活性化に寄与する活動のみ です」のでご注意ください。 |
| 3 | コンセントや照明の設置箇所を知りたい。 | 別紙②をご参照ください。 |
| 4 | キッチン調理等をするのに適切な設備になっているのか。 | キッチンの設備は神戸荘の他の住宅と同等となっております。 なお、入札案内書6ページ記載の通り、各種飲食店営業や喫茶店営業等の 食品を調理し、飲食品を提供するサービスを営むことはできません 。 貸付物件の使用制限に該当する事業は営めませんので、ご注意ください。なお、貸付期間中に営む事業が貸付物件の使用制限に該当するかは入札参加申込書に記載の使用目的・用途により確認します。 |
| 5 | 神戸荘以外の場所で調理済みのお弁当等を販売することは可能か。 例えば、購入した調理済みの弁当を神戸荘で販売する等は可能か。 | 調理済みのお弁当等の販売は可能です。 |
| 6 | 事業の実績について、どのような資料が必要か。 賃貸借契約書等の書面がないといけないのか。 | 営む事業に許可等が必要な場合は、許認可の書面の写し を提出してください。 許認可が不要なく、賃貸借契約書等もない場合は 現在事業を営んでいることがわかる書面（チラシや、ご自身で作成した説明書等※写真の添付必須） を提出してください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | A 及び B の連名で申し込もうと考えている。A と B は別の事業を営むつもりであるが、AB どちらにもそれぞれの事業の実績がなくてはならないのか。 | 連名で申し込みされる場合かつそれぞれが別の事業を営まれる場合、実際に事業を営む事業者について、実績があることがわかる書面を提出ください。なお、連名で申し込まれる場合、入札参加申込書の申込者名、入札者名、落札後の賃貸借契約者名及び納付者のすべてが連名となります。実施事業が複数の場合は実施する事業のすべてを入札参加申込書に記載してください。 添付書面は申し込みをする事業者全員の分が必要となります。 |
|---|---|---|

※あくまで施工イメージですので、実際の施工とは異なる場合があります。

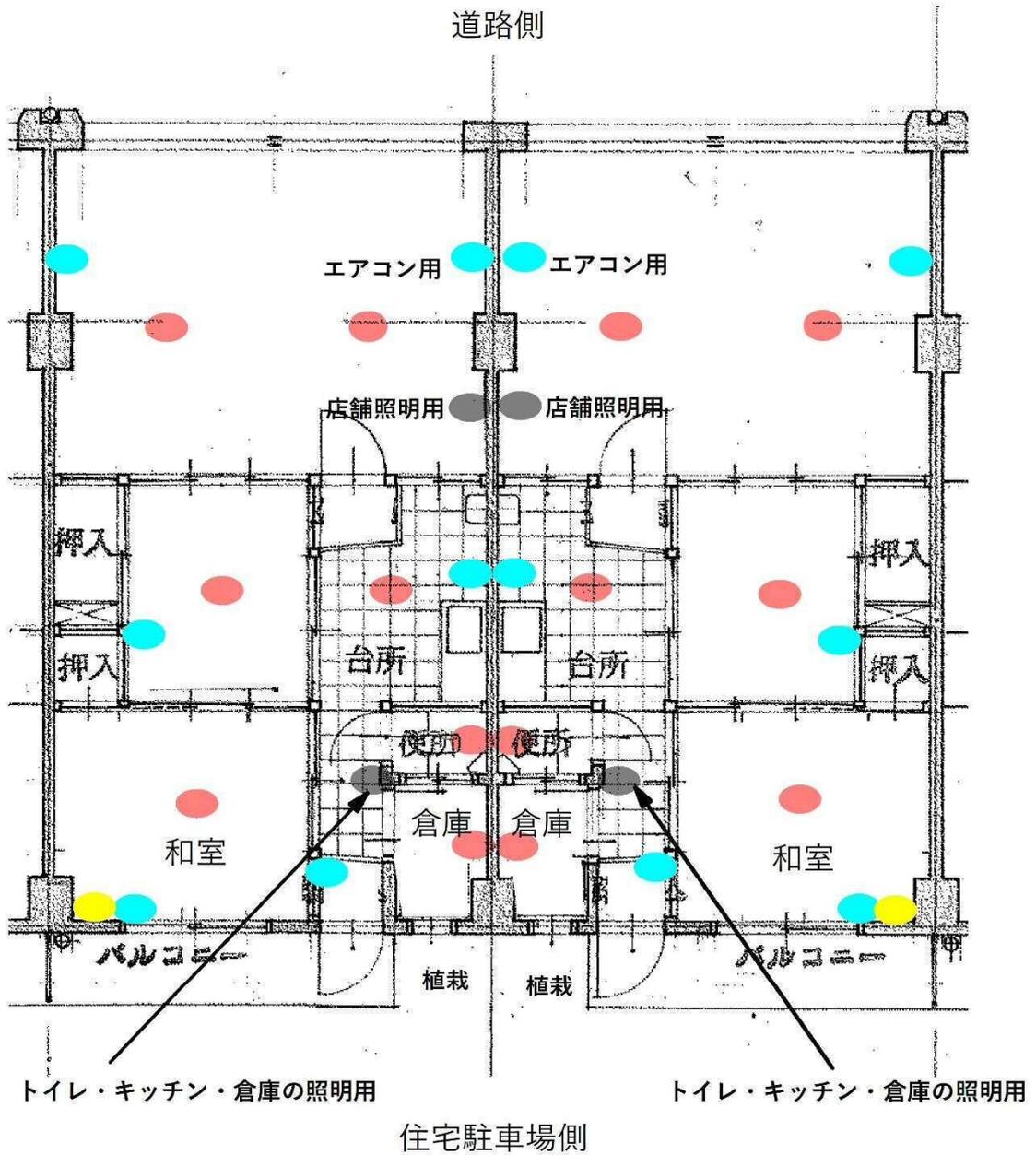


室内側



室外側

○コンセント等の配置について（全体のアンペア数は60Aです）
あくまで現状であり、修繕により位置が変動する場合があります。



- スイッチ
- 照明（便所と倉庫以外の照明器具は事業者で設置）
- コンセント
- テレビ端子